

不 当 判 決

山本さんを JR 本体へ戻せ！

4月15日、東京地裁619号法廷に於いて「強制出向延長取消」裁判の判決が、多くの組合員・OB 会員の見守る中で言い渡されました。

2012年に申立てた労働審判から始まったこの闘いは、本裁判となり、その判決を今日ここにむかえました。

裁判官からでた言葉は仲間の期待を裏切る耳を疑う「不当判決」でした。

この間、私たちは裁判の中で主張してきましたが、労働協約や就業規則には「出向期間延長の規定」はありません。会社には「出向の延長を命じる権限は無く、権限の乱用」なのです。また、山本さんが訴えていた健康面への配慮も何も感じられない不当判決でした。

この裁判は、山本さん個人の問題だけでなく、全社員の若年出向にかかわる問題なのです。

不当判決を受けた後の報告集会において山本さんは「不当判決であるが今後も皆さんの支援を受けて闘っていきます！」と力強く述べられました。



**私たち車両所分会は、理不尽な会社攻撃を許さず、
今後も山本さんと連帯して共に闘っていきます！**